

日・インド航空当局間協議の結果について

輸送力

- ・ 旅客便数を3倍増（双方週21便まで）
- ・ 日側企業は、インド国内への各地点に対して週7便まで旅客便を運航可能とする。
（インド側の成田線については、週4便を維持。）
- ・ 上記の週21便のうち、週14便まで相手国と以遠地点間又は中間地点間の運輸権を行使可能。（香港、バンコク等中間地点からの運輸権については週9便まで。）
- ・ 上記に加え、貨物専用便を双方週7便まで運航可能とする。

路線

- ・ 日側企業は、ムンバイ+デリー+4地点（うち3地点はコードシェア限定）に運航できる。
- ・ 印側企業は、東京+大阪+那覇+4地点（うち3地点はコードシェア限定）に運航できる。

コードシェア

- ・ 相手国企業とのコードシェアに加え、同一国企業、第三国企業とのコードシェアを可能とする。

ウェットリース

- ・ 同一国企業間でのウェットリースを可能とする。